

箕面市認知症施策推進会議開催要綱

(令和七年五月二十三日箕面市訓令第四十七号)

改正 令和八年四月一日箕面市訓令第百号

(趣旨)

第一条 この要綱は、認知症施策の推進に関する事項を検討するため、箕面市認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）の開催に關し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第二条 推進会議において検討する事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 認知症の人及び家族等に対する支援に關すること。
- 二 認知症に關する知識の普及及び啓発に關すること。
- 三 医療、介護、福祉等の関係機関との連携及び調整に關すること。
- 四 認知症初期集中支援チームの活動に關すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、認知症施策の推進に關し必要な事項

(構成員)

第三条 推進会議は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもつて構成する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(謝礼)

第四条 構成員（別表一の項、九の項、十三の項、十四の項及び十五の項に掲げる者を除く。）に対する謝礼の額は、日額八千二百円とする。

(庶務)

第五条 推進会議の庶務は、福祉部地域包括ケア課において行う。

（委任）

第六条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和八年箕面市訓令第九十七号）

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

一	箕面市認知症初期集中支援嘱託医
二	一般社団法人箕面市医師会が推薦する医師
三	市内の医療機関の精神科医
四	認知症看護認定看護師
五	大阪府認知症介護指導者
六	箕面市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所連絡会の会員
七	箕面市訪問看護ステーション協議会の会員
八	箕面市グループホーム連絡会の会員
九	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会の職員
十	認知症の人又はその家族
十一	箕面認知症家族会の会員
十二	民生委員
十三	箕面市地域包括支援センターの職員
十四	箕面市認知症地域支援推進員
十五	箕面市認知症初期集中支援チーム員